

三世代同居・近居のための住宅取得等を支援します

子育て世帯が安心して生活できるよう、世代間で助け合える三世代同居または近居するための住宅取得などに補助金を交付します。

※市HPで申請書やパンフレットをダウンロード可

対 15歳以下の孫、その親（以下「子」と総称）、孫の祖父母または曾祖父母（以下「親」と総称）の三世代で同居または近居*¹する人

*1 親家族が市内に住所を有し、次のいずれかに該当する形態

- ・子家族と親家族が同一または隣接の小学校区内のそれぞれの住宅に居住すること
- ・子家族が、刈谷市立地適正化計画に定める居住誘導区域内に住宅を新築または取得し、居住すること

対象住宅 居住部分の床面積が50㎡以上の一戸建ての住宅、併用住宅（居住部分の床面積が2分の1以上のもの）、共同住宅または長屋の住戸であって、次のいずれにも該当する住宅（3親等内の血族が所有する住宅を取得する場合を除きます）

- ・補助対象者の名義で所有権保存登記または所有権移転登記がされているものであること
- ・補助対象者およびその配偶者の所有権割合の合計が2分の1以上であること
- ・令和3年4月1日以後に当初の工事請負契約または売買契約を締結したものであること
- ・近居は、子家族が居住するための住宅（住所を変更するものに限る）で、かつ分家住宅等*²でないこと

*2 市街化調整区域において、開発許可または建築許可を必要とする住宅

対象経費、補助金額など

三世代で同居または近居するための住宅の建築や取得などに係る費用で100万円以上のもの

区分	補助額	加算額		合計 (最高額)
		居住誘導区域に 立地する場合	子と生活する15歳以下 の孫が3人以上の場合	
同居	新築、取得、増築または改築（増改築の面積が10㎡を超えるものに限る）	10万円	10万円	100万円
	リフォーム* ³ （子家族または親家族が住所を変更し、新たに三世代同居を開始するものに限る）			50万円
近居	新築、取得			40万円

*3 子または親が市内に所有する住宅で行う工事であって、次のいずれかに該当するもの

- ・調理室、浴室、便所および玄関のうち1種類以上の増設または改修
- ・間仕切壁（建具を含む）の設置または撤去

申 当初の工事請負契約または売買契約を締結する前に、認定申請書（市HPでダウンロード可）をまちづくり推進課へ。補助事業完了後に別途、補助金交付申請書兼実績報告書の提出が必要となります。

◆4月1日(木)から6月30日(水)までに当初の工事請負契約または売買契約を締結した場合

7月30日(金)までに認定申請を行うことで、対象事業として認定します。

◆4月1日(木)から6月30日(水)までに当初の工事請負契約または売買契約を締結し、かつ支払を完了した場合

9月30日(木)までに補助金交付申請書兼実績報告書の提出が必要となります。

※認定申請の手続を省略することができます。

他 市と住宅金融支援機構との協定締結により、一定の要件を満たす人はフラット35の借入金について一部金利引き下げの優遇を受けられます。

問 まちづくり推進課（☎62-1022）

ID 1007083

